

雲仙岳災害記念館 指定管理者審査基準及び採点結果

<指定管理者の審査基準>

- (1) 住民の平等な利用を確保できること。
- (2) 記念館の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- (3) 管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力があること。
- (4) 県との連携が十分に図られること。
- (5) 記念館のリニューアルを効果的に活かした計画であること。
- (6) 民間活力の活用と他団体との連携を積極的に行いながら、経営の改善を図ることが可能な計画であること。

事項	事業計画書項目	区分	審査項目	配分	満点 ×6	採点			
1	管理運営の基本的な考え方		(1) 基本的な取組(管理運営)について	10	60	44			
			(2) 記念館の設置趣旨の実現について	10	60	46			
			(3) 運営財源について	10	60	40			
		(小計)	30点満点	30	180	130			
2	管理運営体制		(1) 組織について	10	60	42			
			(2) 組織体制(組織図)について	10	60	46			
			(3) 配置人員について	10	60	40			
			(4) 業務委託について	5	30	19			
(小計)	35点満点	35	210	147					
3	管理運営にあたっての対応策		(1) 利用者からの要望・苦情への対応策について	5	30	18			
			(2) 事故防止にかかる対応策について	5	30	19			
			(3) 緊急時の対応策について	5	30	19			
			(4) 個人情報管理にかかる対応策について	5	30	18			
			(5) 業務遂行の状況確認(モニタリング)の実施について	5	30	18			
(小計)	25点満点	25	150	92					
4	記念館設置趣旨の実現		(1)噴火災害の伝承・学習について						
			調査・研究について	5	30	21			
			情報収集・提供について	5	30	19			
			人材育成について	5	30	20			
			学習活動について	5	30	22			
			企画展について	5	30	23			
			催事について	5	30	21			
			(2)地域連携による島原半島の活性化について						
			島原半島ジオパークに関する取組について	5	30	17			
			観光プロモーション活動の展開について	5	30	21			
			研究機関・教育機関との連携について	5	30	23			
			地域団体との連携について	5	30	22			
			(3)集客計画等について						
			集客計画について	10	60	36			
			目標達成に向けた集客施策について(団体客)	5	30	20			
			目標達成に向けた集客施策について(個人客)	5	30	20			
			ミュージアムショップ・カフェ事業の取組について	10	60	42			
			利用料金の設定及び考え方について	10	60	40			
			(小計)	90点満点	90	540	367		
			5	収支計画		収支計画の妥当性について	10	60	38
						収入の確保と経費の縮減の方策について	10	60	38
(小計)	20点満点	20	120	76					
(合計)	200点満点	200	1,200	812					

指定管理者の候補者としての適否	評価
指定申請者が指定管理者の候補者として適しているかどうか (適している: [概ね6割(120点)以上の評価を目安とする]、適していない: ×)	